

マイナンバーカード

を健康保険証として利用できます

【オンライン資格確認】



今までどおり、健康保険証による保険確認もご利用いただけます。

① ご注意点

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、顔認証による本人確認が必要となります。なお、暗証番号での認証も可能です。

(補足)

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、設定が必要となります。当院でも設定可能ですが、時間がかかることをご了承ください。

② ご持参いただくもの

- (1) マイナンバーカード
- (2) その他いつも持参している受給者証

※いつも持参している証書(下例)は、全てご持参ください。

- 公費負担医療受給者証 ●乳幼児医療費証 ●限度額適用認定証
 - 介護保険証 ●限度額適用・標準負担額減額認定証 ●特定疾病療養受療 等
- (3) 健康保険証 ※初めてマイナンバーカードを健康保険証として利用する方

利用開始日 令和 3年12月 1日~